財　第　７５　号
令和８年９月 18 日

本庁各部局長
議会、監査委員及び
各委員会の事務部局の長
各広域振興局長
様

岩手県副知事　八重樫　幸治

令和９年度の予算編成について（依命通知）

国の令和９年度予算については、「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和８年７月 30 日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）等に基づき、「危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。」、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和８年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。」、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望。」、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。」、「補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。」とされたところです。

本県財政は、「岩手県中期財政見通し」（令和８年９月 18 日公表）で示したとおり、歳入面では、実質的な一般財源は増加する見込みであるものの、歳出面では、給与改定や定年引上げによる人件費の増加、人口構造の変化等に伴う社会保障関係費の増加のほか、金利上昇に伴い公債費も高水準で推移するため、多額の財源不足が生じ、財政調整基金の残高が減少するなど、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような厳しい財政状況下にあっても、持続可能な行財政基盤の構築や財政健全化を着実に推進するため、「いわて県民計画（2019～2028）」第３期アクションプラン（行政経営プラン）における４つの財政目標の達成に向けて、全庁を挙げて取り組んでいくこととしているほか、現下の社会経済情勢に的確に対応しつつ、県民計画の終期を見据え、人口問題への適応とあらゆる世代に選ばれる岩手の実現につながる施策の立案を推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和９年度予算は、東日本大震災津波からの復旧・復興について、県の復興推進プランを基本として、被災者の心のケア等の必要な取組を着実に実施するとともに、県の「強み」「弱み」を踏まえた分析に基づいて事務事業をゼロベースで見直し、「いわて県民計画（2019～2028）」及びその実施計画である第３期アクションプランを着実に推進する予算として編成する必要があります。

したがって、令和９年度の予算編成に当たっては、今後も厳しい財政環境が続くことを踏まえ、あらゆる手段による歳入確保に努めるほか、現在の手法の見直し等による各事業の厳格な必要額の精査により経常的経費の節減を図りつつ、物価上昇や賃上げを踏まえた適切な価格転嫁に対応するとともに、政策的経費については、東日本大震災津波からの復興及び「いわて県民計画（2019～2028）」における 10 の政策分野を踏まえた具体的な取組や第３期アクションプランの「特に強化すべき事項」に留意し、政策評価結果等を踏まえ、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めてください。

なお、物価高対策に係る政策的な事業予算については、今後の状況等を踏まえ、別途通知することとします。

つきましては、令和９年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう命により通知します。

記

1　当初予算は、年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定するものとすること。

　ただし、東日本大震災津波からの復旧・復興対策に係る経費については、被災者のニーズや国の状況等を踏まえ、適切に対処するものとすること。

2　予算要求に当たっては、要求・調整基準に基づき、県民のニーズを的確に把握するとともに、市町村をはじめ様々な主体との役割分担や政策評価結果等を踏まえて積極的な見直しや再構築を行い、事業の必要性や優先順位をゼロベースで検証し、重点化を図ること。

3　復興事業はもとより、あらゆる事業の立案段階において、国費の活用を最大限に図るとともに、使用料・手数料の見直し、未利用資産の処分、収入未済額の解消を図るほか、積極的に新たな歳入確保に努めること。

4　事業毎に年度内に執行が可能な事業量を十分に検討の上、多額の繰り越しや不用額が生じることがないよう特に留意すること。

5　部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。

　特に、相談窓口のワンストップ化や県主催のイベントの統合等により、県民一人ひとりがよりアクセスしやすい環境の創造と効率化の両立に取り組むこと。

6　地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、市町村との連携を密にし、広域振興局等との協議・調整を十分に図った上で、内容が重複することのないよう事業を検討すること。

　また、県北・沿岸圏域における、大学や研究機関等との連携による地域資源を活用した産業振興や広域観光を通じた交流人口の拡大など、地域振興を図る取組を推進すること。

7　令和９年度の施策立案に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」に基づき、ＩＬＣをはじめとする「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の実現につながる取組に意を用いるとともに、「令和９年度施策立案の指針（令和８年７月 23 日政策企画部）」を踏まえて次の点に留意し、最大限の成果が得られるよう事業を検討すること。

(1)　あらゆる施策立案の基本的視点

ア　「強い地域経済」の構築による地方回帰の流れの創出

イ　「世界に開かれた地方創生」の推進

ウ　ＡＩなど技術革新や社会環境の変化を取り入れた施策展開

エ　人口減少が続く中での持続可能な地域社会の構築

オ　ジェンダー平等

カ　市町村との協働による施策形成・推進

(2)　第３期アクションプラン「特に強化すべき事項」の推進

　客観的データや社会環境の変化を踏まえた「特に強化すべき事項」及び「着眼点」を踏まえた事業の推進